さいたま文化芸術都市創造助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化芸術都市の創造に向けて、市民の自主的な文化芸術活動の促進及び本市の文化芸術(さいたま市文化芸術都市創造条例(平成23年さいたま市条例第42号)第2条第1号に規定する文化芸術をいう。以下同じ。)の振興を図るため、市内に事務所を置き、文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)又は実行委員会が市内で実施し、一般に公開する文化芸術事業(文化芸術の振興に資する事業をいう。以下同じ。)に対し、さいたま文化芸術都市創造助成金(以下「助成金」という。)を予算の範囲内で交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる者)

- 第2条 助成金の交付の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する文化芸術団体、文化芸術団体が組織する連合体 又は複数の団体で文化芸術事業を実施するために組織する実行委員会(以下「文化 芸術団体等」という。)とする。
 - (1) 規約若しくは会則又はこれらに代わるものを有すること。
 - (2) 文化芸術団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
 - (3) 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
 - (4) 市内に活動の本拠としての事務所を有すること。
 - ⑸ 主として市内在住の者で構成されていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する文化芸術団体等は、助 成対象者としない。
 - (1) 暴力団(さいたま市暴力団排除条例(平成24年さいたま市条例第86号)第 2条第1号に規定する暴力団をいう。)
 - (2) 役員(代表者、理事、監事又はこれらに準じる者をいう。)のうちに暴力団員 (さいたま市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)に該当 する者があるもの。

(助成対象事業)

- 第3条 助成金の交付の対象となる事業(以下「助成事業」という。)の名称及び内容は、別表第1のとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、助成事業としない。
 - (1) 法令又は公序良俗に反する事業
 - (2) 宗教的又は政治的な宣伝意図を有する事業
 - (3) 営利を主たる目的とする事業
 - (4) 寄附を目的とする事業
 - (5) 学校、企業、事業所及びこれらに準じる団体内で実施する事業
 - (6) 教授所、教室等が行う稽古事、習い事等の発表会、団体の通常の総会、集会、 講習会等
 - (7) シンポジウム、又は収集に限られる事業
 - (8) さいたま市やアーツカウンシルさいたまの交付する補助金、助成金等を受けて 実施する事業
 - (9) 公益財団法人さいたま市文化振興事業団の共催を申請している、若しくは申請の予定がある事業
 - (10) 同一の年度において、申請団体の代表者が同一又は申請団体の構成員の2分の 1以上が同一の文化芸術団体等が、その実施する事業について、助成金を申請し ている場合における、当該事業と事業内容が類似する事業
- 3 公益財団法人さいたま市文化振興事業団理事長(以下「理事長」という。)は、 助成金の交付を受けようとする文化芸術団体等が助成金の交付の決定を受ける前に 文化芸術都市創造事業(別表第1の項内容の欄ウを除く。)を実施する場合であっ て、当該事業の実施前に申請を受け付けたときは、当該事業を助成金の対象とする ことができる。

(助成対象者、助成金額及び助成対象経費)

- 第4条 助成事業ごとの助成対象者及び助成金の額は、別表第2左欄に掲げる助成事業の区分(以下「別表第2左欄の区分」という。)に応じ、それぞれ同表中欄に定める者及び同表右欄に定める額とする。
- 2 理事長は、助成事業のうち、助成金交付の対象として理事長が認める経費(以下

「助成対象経費」という。) について、予算の範囲内で助成金を交付する。

- 3 助成対象経費の種類は、別表第3に掲げるとおりとする。 (交付の申請)
- 第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業の実施日が属する年度(4月1日から翌年3月31日までの間をいう。)の理事長が指定する期間に、文化芸術都市創造助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、理事長に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 構成員名簿
 - (4) 規約若しくは会則又はこれらに代わるもの
 - (5) その他理事長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による助成金の交付の申請は、1年度につき1事業を限度とする。 (交付の決定)
- 第6条 理事長は、前条第1項の規定による助成金の交付の申請があったときは、これを審査し、助成金の交付の可否及び額を決定し、当該申請に係る助成金を交付すべきと認めた場合は文化芸術都市創造助成金交付決定通知書(様式第2号)により、不交付と認めた場合は文化芸術都市創造助成金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。
- 2 理事長は、前項の規定により助成金の交付を決定する場合において、必要がある と認めるときは、条件を付することができる。
- 3 第1項の規定による審査は、前条第1項に規定する申請期間に受け付けた申請を 一斉に行うことができる。この場合において、当該申請に係る助成金の要望額の別 表第2左欄の区分ごとの総額が、あらかじめ定めた交付予定総額を超えるときは、 当該区分ごとに一定の割合で助成金の要望額を減額し、助成金の交付を決定するこ とができる。
- 4 第1項及び前項の規定による助成金の額の決定は、1,000円を単位として行 うものとし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとす る。

(変更等の申請)

- 第7条 前条第1項の規定により助成金の交付の決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、助成金の申請事項に関し次に掲げる変更をしようとするとき又は助成事業を中止しようとするときは、速やかに文化芸術都市創造助成金変更(中止)申請書(様式第4号)を理事長に提出しなければならない。
 - (1) 助成事業に要する経費のうち総額30%以上の変更
 - (2) 実施日時、会場の変更その他実施内容の大幅な変更 (変更等の決定)
- 第8条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請の承認又は不承認を決定し、文化芸術都市創造助成金変更(中止)決定通知書(様式第5号)により助成事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第9条 助成事業者は、理事長から事業の遂行状況について報告の要求があったとき は、当該要求に係る事項を書面により報告しなければならない。

(実績報告)

- 第10条 助成事業者は、助成事業が完了したとき(第8条の規定により中止の承認を受けたときを含む。)は、完了の日から60日を経過した日又は事業完了日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、文化芸術都市創造助成金実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添付して理事長に提出しなければならない。
 - (1) 事業報告書(助成事業を中止した場合を除く。)
 - (2) 収支決算書
 - (3) 監査報告書
 - (4) 助成対象経費の領収書の写し
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類 (助成金の額の確定)
- 第11条 理事長は、前条の報告書を受理したときは、これを審査し、助成金の交付 決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、 文化芸術都市創造助成金額確定通知書(様式第7号)により、助成事業者に通知す るものとする。

- 2 前項の規定による助成金の額の確定は、1,000円を単位として行うものとし、 1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、別表第1に規定する文化芸術を生かした地域活性化事業における助成金の額の確定は、1円を単位として行うものとする。

(交付時期等)

- 第12条 助成金は、前条の規定により確定した額を助成事業が完了した後に交付するものとする。ただし、理事長が助成金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、助成事業完了前に助成金の全部又は一部を交付することができる。
- 2 助成事業者は、前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、文化芸術都市創造助成金請求書(様式第8号)を理事長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第13条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、 助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがきる。この場合において、既 に助成金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じる ことができる。
 - (1) 偽りその他不正の行為により助成金の交付を受けたとき。
 - (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 第2条第2項各号のいずれかに該当するとき。
 - (4) 第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、助成事業に関して助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき又は理事長の指示に従わなかったとき。
- 2 前項の規定は、第11条の規定による助成金の額の確定があった後においても適 用があるものとする。
- 3 理事長は、第1項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すと きは、文化芸術都市創造助成金交付決定取消通知書(様式第9号)により助成事業 者に通知するものとする。

(書類の整備)

第14条 助成事業者は、助成事業に係る経費の収入支出を明らかにした書類及び帳

簿を整備し、10年間保存しておかなければならない。 (その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

対象事業	対象事業の内容	対象分野
(1) 文化芸術都市創造事業	文化芸術団体等が活動の充実を目指して取り組み、かつ広く参加者・観客等を募る工夫を行う文化芸術事業で、次のいずれかに該当するもの。 ア 広く市民等に公開される文化芸術事業 イ さいたま市の文化振興に寄与し、公益性を有する事業 ウ 周年的・記念的な文化芸術事業 (50周年以降10年以上の単位の間隔を持って行われる文化芸術事業で、内容、規模等において通例を大きくしのぎ、かつ本市の文化芸術の振興に寄与すると認められるもの。)	対象が野 対象が野 されます さお市創造条文化芸術 を制造条文化芸術 がありまする では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
(2) 文化芸術を生 かした地域活 性化事業	文化芸術を生かして地域のにぎわいを創出する事業で、地域資源を活用し、事業者又は市民団体等と連携して実施するもの。	・伝統芸能 (雅 楽、主教、歌 一 ・伝統芸能 (雅 楽、主教、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、

	有の伝統芸能、地域
	の人々による民俗芸
	能等)

別表第2 (第4条関係)

区分	助成対象者	助成金の額
(1) 文化芸術都市創造 事業	文化芸術団体等	助成対象経費の2 分の1以内とする。 ただし、20万円を限 度とする。
		※別表第1の項内容の欄ウは、助成対象経費の2分の1以内とする。ただし予算の範囲内で理事長が必要と認める額を限度とする。
(2) 文化芸術を生かし た地域活性化事業	市内に住所又は活動の拠点がある次のアからウまでのいずれか2以上を含む団体等から選出された委員で構成される実行委員会 ア市民又は文化芸術団体 イ地域団体(自治会等) ウ事業者(商店会・商工団体等を含む。) ※ イとウは、会場となる区内を中心に活動している又は事務所があること。	助成対象経費の範囲 内とする。 ただし、200万円を 限度とする。

別表第3 (第4条関係) 助成対象経費内訳

項目	細目	内 訳
作品借料		作品借料(保険加入が必須条件の場合のみ保険料を含
		む。)
出演・音楽・文	出演費	アーティスト出演料、指揮料、演奏料、ソリスト料、
芸・美術費		ゲスト料、合唱料、俳優・舞踊家・司会者等出演料
	音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作料、副指
		揮料、コレペティ料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、
		楽譜製作料、調律料、伴奏料
	文芸費	企画制作料、演出料、演出助手料、監修料、振付料、
		振付助手料、舞台監督料、舞台助手料、舞台美術・衣

		壮体ニボノンツ 四田、立郷プランツ 団木・石木
		装等デザイン料、照明・音響プラン料、脚本・台本
		料、翻訳料、著作権使用料、特設 WEB サイト作成料、音声ガイド費
	美術費	アーティストフィー、アートプロジェクト制作費、映
	天門貝	ケーティストライー、ケートラロンエクト間に負、吹 像作品制作費(撮影費、フィルム関係費、ロケーショ
会場・舞台・設	会場費	会場使用料、会場付帯設備使用料、その他会場費(警
営・運搬費	五物貝	備委託費を含む)
	舞台費	大道具費、小道具費、衣裳・かつら・履物借料、メイ
	71-70	ク料、舞台スタッフ費、照明費、音響費、字幕費
	設営費	会場設営費、会場撤去費、機材借料(バリアフリー機
		器を含む)
	運搬費	作品運搬費、道具運搬費、楽器運搬費
謝金・旅費・保	謝金	プロデューサー報酬費、編集謝金、原稿執筆謝金、講
険料		師謝金、手話通訳謝金、介助士謝金、会場整理謝金、
		託児謝金、会場監視員謝金、駐車場整理謝金、医師・
		看護師謝金、審査員謝金
	旅費	交通費(福祉タクシー代を含む)、宿泊費
	保険料	事業実施期間内の参加者等に係る催事保険料
通信・宣伝・印	通信費	開催案内に係る送付料、出演者募集案内に係る送付料
刷・記録費	宣伝費	広告宣伝費、入場券等販売手数料、立看板費、デザイ
		ン費(特設 WEB サイトデザイン費を含む)
	印刷費	印刷費(プログラム、パンフレット、台本、活動関係
		資料、チラシ・ポスター、入場券、展示資料等)
	記録費	録画費、録音費、写真費、アーカイブ製作費
新型コロナウイ	消耗品費	マスク、消毒液、ペーパータオル、パーテーション、
ルス感染症の感		ビニール手袋の購入費用
染拡大防止対策	委託料	無観客公演等を実施する事業のうち、撮影、編集、配
を実施するに当		信作業を制作会社等に委託し、不特定多数に公開した
たって必要とな る諸経費		場合の委託料
の印作具	物品借料	検温機器、サーマルカメラ、足踏み式消毒液スタン
		ド、自動消毒液噴霧器、パーテーションの賃借料(レ
		ンタル業者やリース業者等への支出であって、当該業
		者が発行する書類において賃借物の内容、賃借期間等
		が確認できるものに限る)
	機材借料	無観客公演等を実施する事業のうち、借用した機材で
		撮影、編集、配信作業を行い、不特定多数に公開した
		場合の機材借料
	l .	

備考

1 事業終了後、申請団体又は申請団体構成員の財産となり得るものを購入する費用は助成対象外経費

とする。

- 2 いずれの経費も申請団体(共催者を含む。)の構成団体及び構成員に対する支出は対象外とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、文化芸術を生かした地域活性化事業にあっては、実行委員の所属する団体 体又はその所属する団体の構成員(実行委員を除く。)に対する支出は対象とする。

5	いた	ま文化	公芸 術	f都	市創造助	成金	交付申詞	請書	
							年	月	日
⇒ +	ر د حد المل	<i>ــــــــــــــــــــــــــــــــــــ</i>		ᆂᄽ	口细卡片			/1	<u> </u>
宛先(公則	7) さい7	たま巾乂	化振興	争美	団埋事長				
		住		所	T				
		寸	体	名					
		代表者 職	氏	名				(* }
		7144			(1)			<u>'</u>	`'
		電話	番	号	<u>(2)</u>				
さいたます えて申請しま 1 事業名		都市創造	手綜	ききに	の申請書に記るける氏名欄に付を受けた。 記	にも、記名	名押印をして	ください。	0
9 助战事業	1 文化芸	と 徐都 市 創え	告事業 (「	7ア		いずれかに	☑) ※ ト፡፡፡፡	20 万円	
2 奶瓜ザネの区分	-				□			20 /3 1	
ジル カ					「1.」は、併せ			ック☑を付	けてくだ
	-				ては、手引き 1~				
	※ウは、財		費の2分⊄	01以	内です。ただしま	予算の範囲!	りで理事長が必	公要と認める	額を限度
3 要望額	2 U X 9	0	金			円	*付表2の②	の全類を含	7 7
	以下のい	ヽずれか希望		たにチ	 エックを ▽ を記え				-
					の希望が認められ		– .	0 1905-144	10./31/2:1
	□荷	権定払い	(事業)	実施	後) □欄	既算払い	(事業実施	前)	
4 添付書類	(提出前に	こすべて揃っ	っているだ	い確認	し、チェックロ	を記入)			

□ 収支予算書(付表2) □ 構成員(会員)名簿

□ 役員は暴力団員ではありません。

□ 概算払請求予定書(概算払を選択する場合)

(ふりがな)

氏名

(2)

□ 開催区域図(区域内の各会場の位置)

へ照会する場合があることに同意します。なお、前記のことについては、役員全員が了承して

□ 申請する事業は(公財)さいたま市文化振興事業団の共催を申請している、もしくは申請の予

※担当者の欄には、申請書等に関する問い合せのための連絡先等を記入してください。 なお、関係書類は、「担当者連絡先」に記載の住所へ送付します。

2. 文化芸術を生かした地域活性化事業は、以下の書類も併せて添付

除条例に係 申請書及び役員名簿に記載されている情報を暴力団排除のため、必要に応じ、関係する官公庁

□ 申請する事業は暴力団の利益になる事業ではありません。

(1)

※太枠内を漏れなく記入してください。

□ 事業計画書(付表1) □ 規約又は会則等

□ 詳細な事業計画書(別紙可)

いることを確認しています。 (確認後チェック 口を記入)

定がある事業ではありません。

担当者の職など

電話番号

メールアドレス 住所(書類送付先)

□ 全体スケジュール

市暴力団排口申請団体は暴力団ではありません。

さいたま (確認後チェックロを記入)

鉛筆、記載を消せるボールペンや修正テープ等は使用しないでください。

※申請書及び申請書の関係書類において、明らかな誤字・脱字等がある場合は、 住所・団体名・代表者名・要望額等の重要な記載事項を除き、 アーツカウンシルさいたま事務局にて追記・修正等を行う場合があります。

る誓約

その他

担当者

連絡先

確認事項

さいたま文化芸術都市創造助成金交付決定通知書

文書番号第 号

年 月 日

住 所

団体名

職・氏名様

(公財)さいたま市文化振興事業団理事長

年 月 日付けで申請のありました、さいたま文化芸術都市創造 助成金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

円

1 交付決定額 金

2 交付の条件

- (1) 事業の内容を変更する場合は、理事長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、または廃止する場合は、理事長の承認を受けること。
- (3) 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに報告して指示を受けなければならない。
- (4) 前各号に掲げる条件に違反した場合には、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返納させることがある。

さいたま文化芸術都市創造助成金不交付決定通知書

文書番号第 号

年 月 日

住 所

団体名

職・氏名 様

(公財) さいたま市文化振興事業団理事長

年 月 日付けで申請のありました、さいたま文化芸術都市創造 助成金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 助成金については、不交付とする。
- 2 不交付の理由

さいたま文化芸術都市創造助成金変更(中止)申請書

年 月 日

宛先(公財)さいたま市文化振興事業団理事長

申請者 住 所

団体名

職・氏名

電話番号

(所在地、団体名、代表者名、電話番号)

※本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

また、以前提出した交付申請書に記名押印した場合は、

この申請書の「職・氏名」欄にも、記名押印をしてください。

年 月 日付け文書番号第 号で交付決定された助成事業について、

().). [1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 	- 	7 7 7
インケーサイ			ナートナート
3 / 1/2 T V 1			. /: // \/ /: (X)
	化芸術都市創造助成金	*/ TIB 尹 只 也 久 人 !	

□ 中止としたいため、

下記のとおり申請します。

記

- 1 変更(中止)の理由及び内容
- 2 交付決定額

金

円

3 変更(中止)申請に伴う交付申請額

金

円

さいたま文化芸術都市創造助成金変更(中止)決定通知書

文書番号第 号

年 月 日

団体名

職・氏名様

(公財) さいたま市文化振興事業団理事長

年 月 日付けで申請のありました、さいたま文化芸術都市創造 助成金変更(中止)申請について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 変更(中止)の承諾内容
- 2 助成金の交付決定額の変更

変更後の交付決定額 円

(変更前の交付決定額 円)

さいたま文化芸術都市創造助成金実績報告書

 年	月	E

宛先(公財)さいたま市文化振興事業団理事長

住			所	₸	
寸	体	Z	名		/ \
代表	者	氏	名		
電	話	番	号	① ②	

※本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。 また、以前提出した交付申請書に記名押印した場合は、この 報告書の「代表者職・氏名」欄にも、記名押印をしてください。

年 月 日付け文書番号第 号で決定通知を受けた、さいたま文 化芸術都市創造助成金の対象事業が完了(中止)したので関係書類を添えて、下記のと おり報告します。

記

1 事業名											
2 助成金の 交付決定額	金	円 * 交付決定通知書に記載の交付決定額を記入。									
3 助成金の 概算払額	金	円 * 事前に助成金の支払いを受けている場合のみ記入。									
4 助成金の 精算額	金	円 * 付表 2 の②の金額を記入。									
5 添付書類	□ 事業報告書(付表1 □ 監査報告書(付表3 □ 印刷成果物(助成対 □ 郵便切手等受払簿兼 □ 材料費・消耗品使途 □ その他(※事業を中止した場合 2. 文化芸術を生かした	※事業を中止した場合は、事業報告書(付表1)の添付は不要です。文化芸術を生かした地域活性化事業は、以下の書類も併せて添付 全体スケジュール開催区域図(区域内の各会場の位置)									
	担当者の職など	(ふりがな) 氏名									
担当者	電話番号	① ②									
連絡先	メールアドレス										
	住所(書類送付先)	〒									

- ・担当者の欄には、報告書等に関する問い合せのための連絡先等を記入してください。 なお、関係書類は、「担当者連絡先」に記載の住所へ送付します。
- ・太枠内を漏れなく記入してください。鉛筆や記載を消せるボールペンや修正テープ等は使用しないでください。

さいたま文化芸術都市創造助成金額確定通知書

文書番号第 号

年 月 日

団体名

職•氏名 様

(公財) さいたま市文化振興事業団理事長

年 月 日付けで実績報告のありました、さいたま文化芸術都市 創造助成金について、下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 助成金交付決定額 金 円
- 2 助成金交付確定額 金 円

※なお、さいたま文化芸術都市創造助成金交付要綱第14条の規定により助成金の交付対象事業に係る経費の収入支出を明らかにした書類及び帳簿を整備し、10年間保存してください。

さいたま文化芸術都市創造助成金請求書

年 月 日

宛先(公財)さいたま市文化振興事業団理事長

請求者 住 所

団体名

職・氏名



(所在地、団体名、代表者名)

※本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。 また、以前提出した交付申請書に記名押印した場合は、 この請求書の「職・氏名」欄にも、記名押印をしてください。

年 月 日付け、文書番号第 号で、さいたま文化芸術都市 創造助成金の(交付決定・確定通知)を受けたので、下記のとおり請求をします。

記

1 助成金交付請求額 金

- 円
- 2 概算払を希望する理由(助成事業完了前の交付を希望する場合のみ)

扬	長込	先	下	記に	コ座り	こ振	込を何	衣刺	頂しま	す。													
	金融機関名															銀	行	•	金	庫	•	信	組
	金	附 以 17	英 (天)	70												信	金	•	信	託	•	農	協
	本	•	支 店	名															本店	i	•	支	店
銀	預	金	種	目		普通	•		当座	•	普	通則	宁蓄	型									
行口力	店 ※ゅ	うちょ	銀行	番 のみ							←	ゆ	うち	よ銀	行の	方の	み言	己重	載して	C <	ださ	ž / ν'	o
座	П	座	番	号																% 7	台言	吉め	
	フ	<u>]</u>	J -	ガ																			
	П	座	名 (義																			
% ф	※ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店番(3ケタ)と口座番号(7ケタ)を記載してください。																						

記号(5ケタ)+番号(8ケタ)ではお振込ができませんので、ご留意ください。

17

さいたま文化芸術都市創造助成金交付決定取消通知書

文書番号第 号

年 月 日

団体名

職•氏名 様

(公財) さいたま市文化振興事業団理事長

年 月 日付け文書番号第 号で通知したさいたま文化芸術都市創造助成金の交付の決定について、下記のとおりその全部又は一部の取消しを決定したので通知するとともに、既に交付している助成金について返還を命じます。

記

- 1 助成事業名
- 2 取消しの理由
- 3 返還命令額等

円(返還期限

年 月 日)